

会 員 各 位

日本形成外科学会疾患データベースシステム管理規約の 制定について

2015年7月20日
一般社団法人 日本形成外科学会
企画調査委員会
委員長 前川 二郎
前委員長 貴志 和生

2015年4月7日の理事会にて日本形成外科学会疾患データベースシステム管理規約が制定されましたので、ご報告申し上げます。

一般社団法人 日本形成外科学会 疾患データベースシステム管理規約

平成27年4月 制定

第1節 総 則

(規約の目的)

第1条 この規約は、日本形成外科疾患データベース（以下「データベース」とする）の利用に関し、注意事項及び必要事項を定める。

(データベースの管理)

第2条 データベースの設置、管理及び運営を行う者（以下「管理者」とする）は一般社団法人日本形成外科学会（以下「日本形成外科学会」）とする。

(利用規約の範囲)

第3条 管理者がデータベース上で提供する情報は、名目の如何にかかわらず本規約に準ずるものとする。

(データベースの目的)

第4条 データベースは以下の各号を目的として運営する。

- 1 管理者が必要な情報を提供することによって、日本形成外科学会員の臨床・研究・教育活動に寄与する。
- 2 形成外科の存在意義を対外的にアピールする

情報を提供する。

(利用できる内容)

第5条 データベースで利用できる情報は次のとおりとする。

- 1 登録を行っている自施設（認定施設、教育関連施設、教育関連施設美容外科）の疾患数、手術数、入院外来の別、性別、麻酔、年次推移など。
- 2 登録を行っている全施設（認定施設、教育関連施設、教育関連施設美容外科）の大分類8、中分類35、最終分類の手術件数、入院手術、外来手術、麻酔、性別、年次推移など。
- 3 最終分類の診療開始年齢。
- 4 最終分類の手術時年齢。
- 5 最終分類の手術件数分布。
- 6 医療行為別の手術件数。
- 7 その他、データベースに登録された各情報。

第2節 利用者

(利用者)

第6条 利用者とは管理者に情報提供を行うことを申し込み、管理者がこれを承諾し、データ

ベースを利用する団体及び個人をいう。利用者は日本形成外科学会を原則とする。

(利用申し込み)

第7条

- 1 利用に当たっては、所定の申込書により管理者あて申し込むものとする。
- 2 管理者は申込書の記載内容に不備がないこと等を確認の上受理された後、日本形成外科学会企画調査委員会で審議され、日本形成外科学会理事長の許可を得た上で、適当と認めた団体及び個人に利用を許可する。不適当と判断した場合は当該団体及び個人の利用を承諾しないものとする。

(利用者の責任)

第8条

- 1 利用者は、データベース上で行った一切の行為について責任を負い、提供した情報にかかわる問い合わせ、要望、苦情等に対し、当該利用者の責任によってその解決を図らなければならない。
- 2 利用者は、管理者から提供された情報の使用及び管理について一切の責任を負い、他者に使用された場合も当該登録者の責に帰するものとする。
- 3 管理者は利用者の情報等の不正使用により当該利用者が被る被害について故意過失の有無にかかわらず一切責任を負わないものとする。

(情報提供に係る費用)

第9条 利用者は、情報提供のために要する通信料等の費用を自己の負担でまかなうものとする。

第3節 利用上の注意

(損害賠償)

第10条 管理者は、利用者がデータベースを利用することにより得た情報等について、何ら責任を負わないものとする。またこれらの情報等に起因して生じた損害等についても、一切の責任を負わないものとする。

(情報の取扱)

第11条 利用者は、提供されたデータベース上

から得た情報を、申込書記載の使用目的以外に使用することはできない。また、利用者は、データベース上から得た情報を、原則として複製、販売、出版等に利用することはできないものとする。ただし、データベースから提供される情報を利用して、その情報を形成外科発展のために広く配布する機能を持つ施設または利用者と管理者が認めた場合には、情報を複製して配布することが出来るものとする。

(データの公表)

第12条 利用者は、データベース上から得た情報を、学術集会や論文等で公表する際には、データベース内の情報が特定の団体や個人の情報と判別できないようにし、また、公表するデータが、日本形成外科学会疾患データベースからの出典である旨を明示する。

(禁止事項)

第13条 データベースを利用するに当たり、次の行為を禁止する。

- 1 法令に違反または違反するおそれのある行為。
- 2 形成外科学会員または施設の財産およびプライバシーを侵害する行為。
- 3 データベースの目的に反する行為。

第4節 雑則

(秘密の保持)

第14条 管理者および利用者はデータベースに関連して知り得た団体、個人の秘密情報を、漏洩してはならない。

(データベースおよび本規約の変更)

第15条 管理者は利用者への事前の通知なくして、データベースの内容及び本規約を変更することがある。

(細則)

第16条 この規則に定めるもののほか、データベースの利用について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規約は、平成27年4月1日現在のものである。

一般社団法人 日本形成外科学会 理事長殿

日本形成外科学会疾患データベース データ提供申込書

日本形成外科学会疾患データベースのデータの提供をここに申し込み致します。利用にあたり、「一般社団法人日本形成外科学会 疾患データベースシステム管理規約」を熟読し、データの提供を許可いただいた際には、その規約を遵守することを誓います。

氏 名

所 属

住所・連絡先（電話, FAX, e-mail）

使用目的

データベース上から得た情報の公表予定
（公表予定学術集会名・日時）

（投稿予定雑誌名）